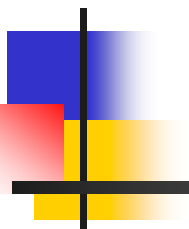


# 「中国の知財保護の現状と対策」



2010年 3月11日

(独)日本貿易振興機構

在外企業支援・知的財産部

知的財産課

アドバイザー 服部 正明

JETRO



# もくじ

---

1. はじめに
2. 知的財産権取得の必要性
3. 中国における知財問題
  - 3-1. 模倣品問題
  - 3-2. 抜駆け登録問題
4. 商標の登録出願方法



# 1. はじめに

権利が無いと海外ビジネスができない?!

- 先に知財権を海外で第三者に取得されていると  
権利侵害になる

## 【例】

- ・商標権侵害 見本市に出品すらできない
- ・意匠権侵害 中国特許法改正で見本市の出品  
はできなくなる（'09年10月～施行）
- ・特許権侵害 侵害がわかれば訴訟になる

# 知的財産権とは

## 知的財産権の種類

創作意欲を促進

信用の維持

### 知的創造物についての権利

### 営業標識についての権利

#### 特許権 (特許法)

- 発明を保護
- 出願から20年  
(一部25年に延長)

#### 実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

#### 意匠権 (意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

#### 著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 創作時から死後50年(法人は公表後50年、映画は公表後70年)

#### 回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

#### 育成者権 (種苗法)

(技術上、営業上の情報)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

#### 営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

#### 商標権 (商標法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年(更新あり)

#### 商号 (会社法、商法)

- 商号を保護

#### 商品等表示・商品形態 (不正競争防止法)

- 【以下の不正競争行為を規制】
- 混同惹起行為
- 著名表示冒用行為
- 形態模倣行為(販売から3年)
- ドメイン名の不正取得等
- 誤認惹起行為

□ : 登録不要

#### 産業財産権

(注) 知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を産業財産権といいます。



## 2. 知的財産権取得の必要性

事業を強化する為には知財権の取得が有効

### ★ 攻め

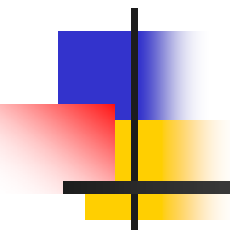
1. ライバルの市場参入阻止
2. 模倣品の排除(模倣業者との戦いの武器)

### ★ 守り

1. 自社実施の保証
2. 他社攻撃からの防御(防衛出願、クロスライセンス)

### ★ その他

1. 資金調達
2. 投資の一部



# 3. 中国における知財問題

---

3-1. 模倣品問題

3-2. 抜駆け登録問題

# 3-1. 模倣品問題

ゴム手袋



スリッパ



化粧品



カミソリ



飲料



楽CD



ありとあらゆる物が  
模倣されています

工業用テープ



リチウム二次電池

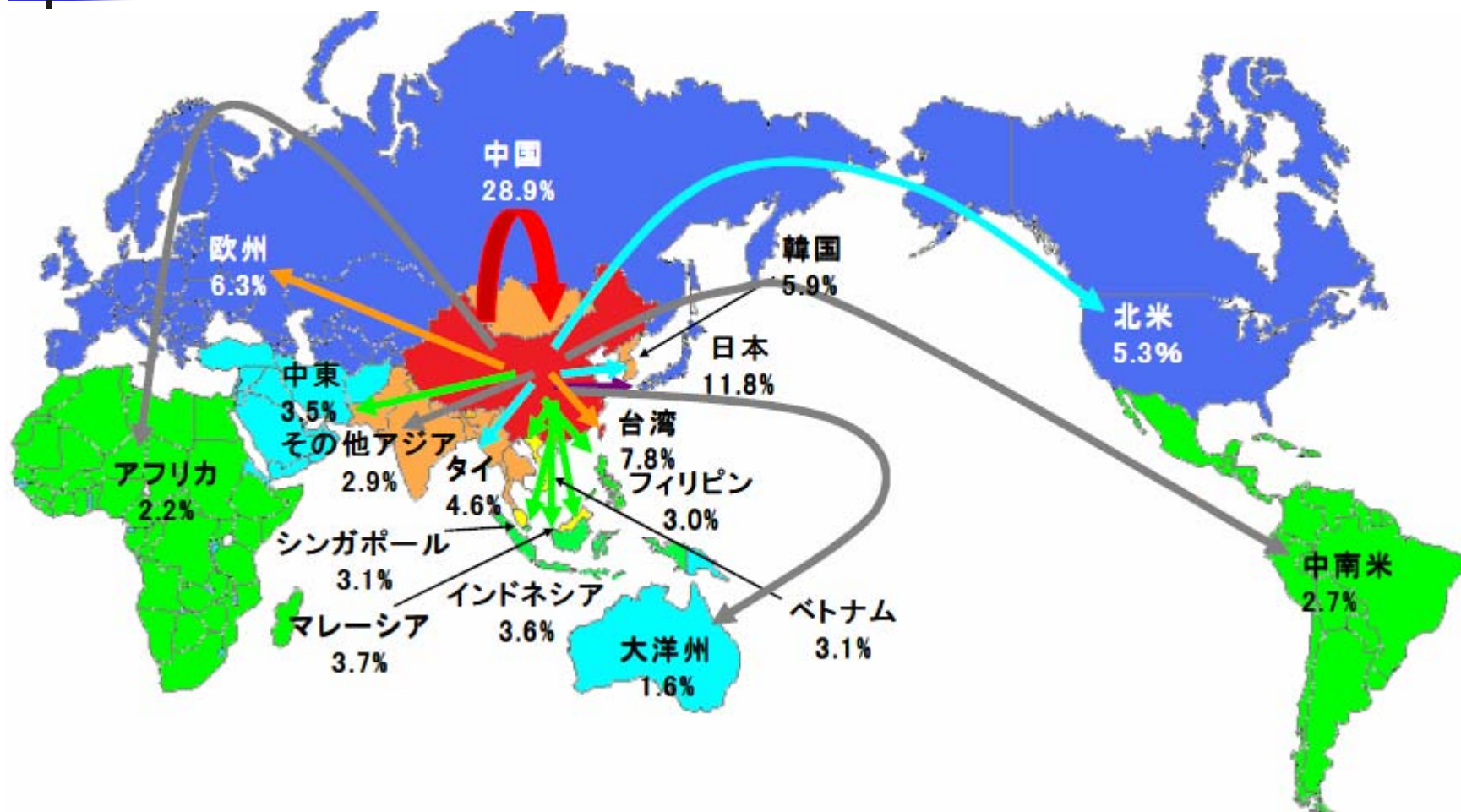


農薬



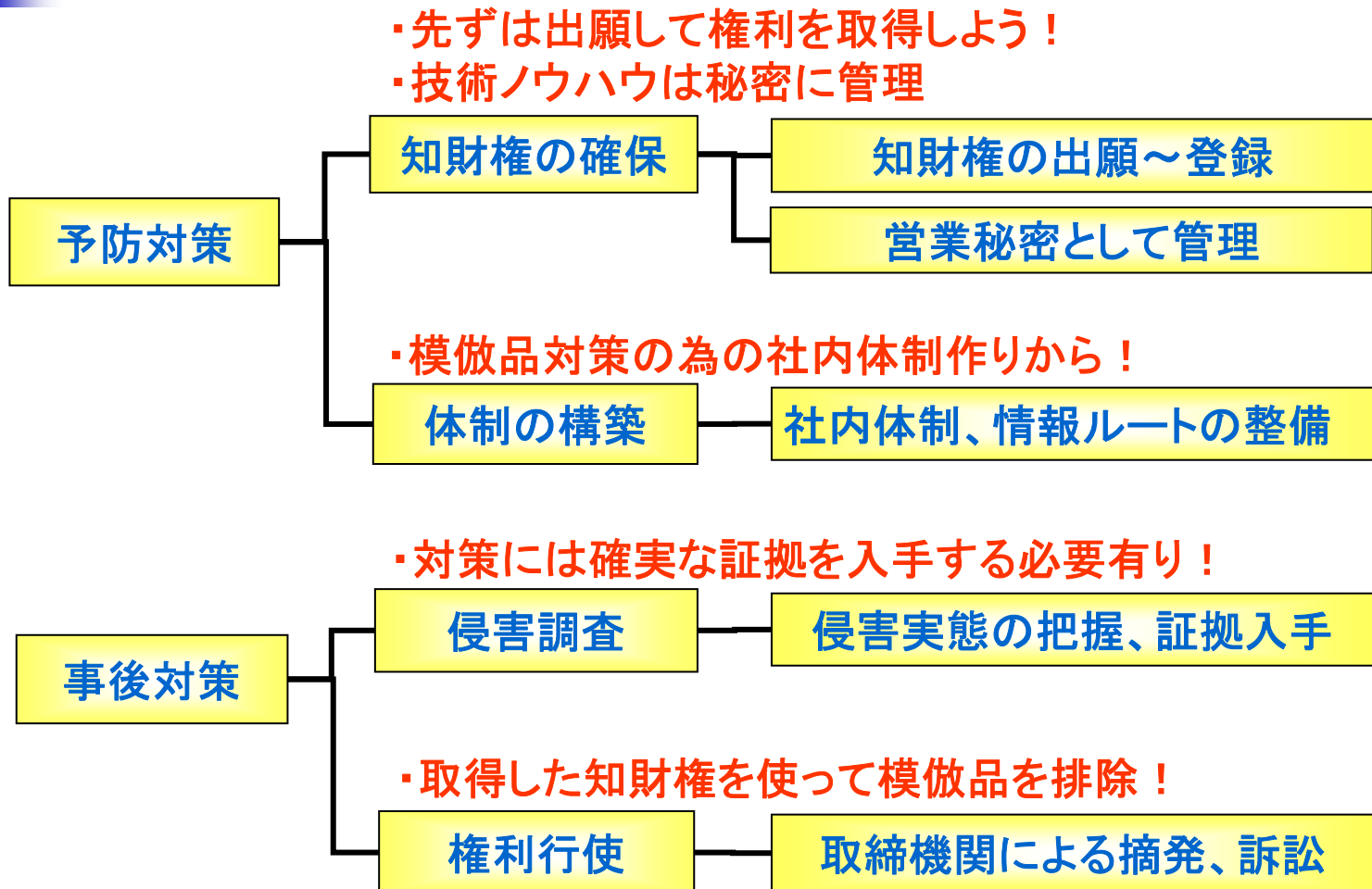
# 中国で製造された模倣品の販売消費先

模倣品が中国から70%強海外各国に輸出されている

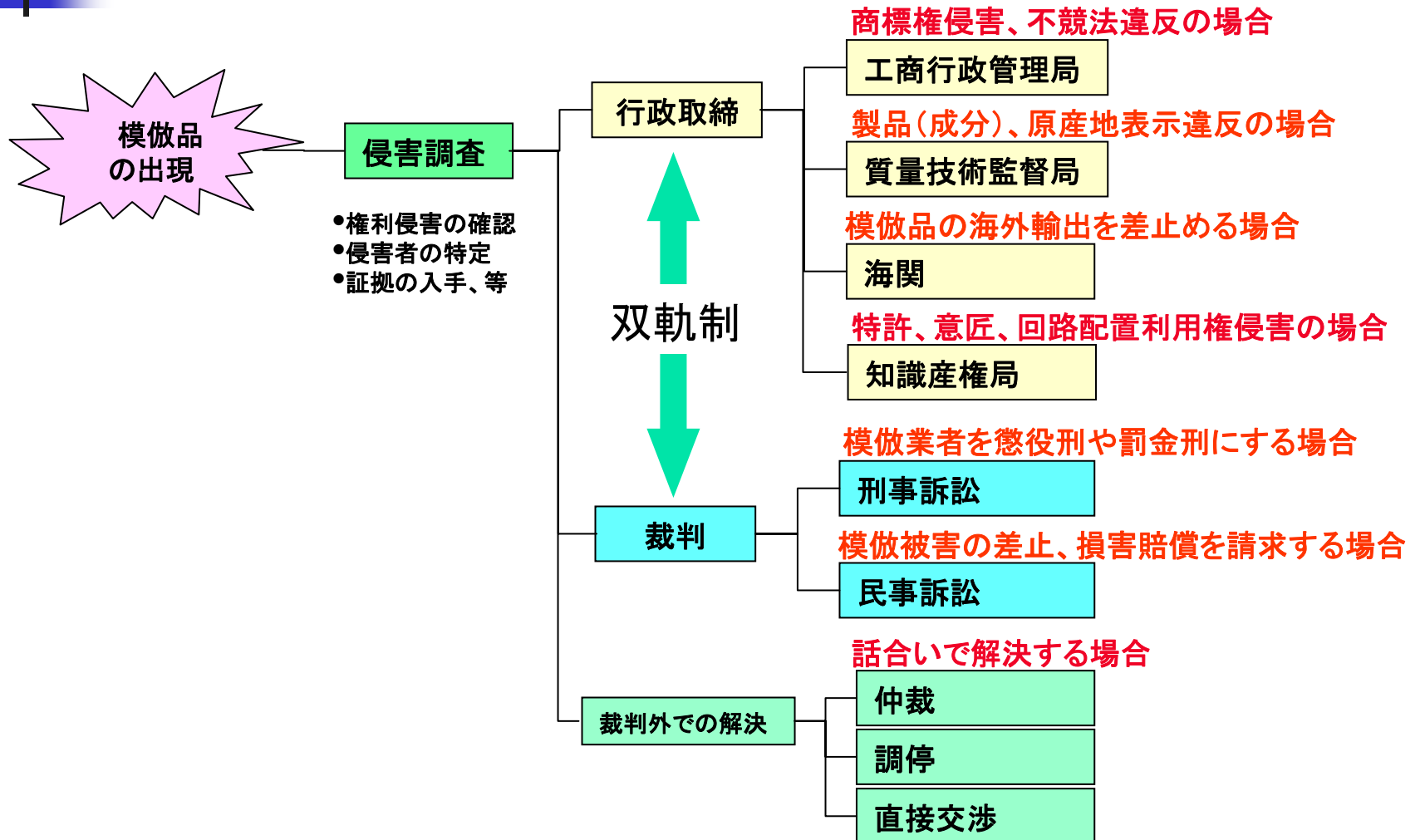




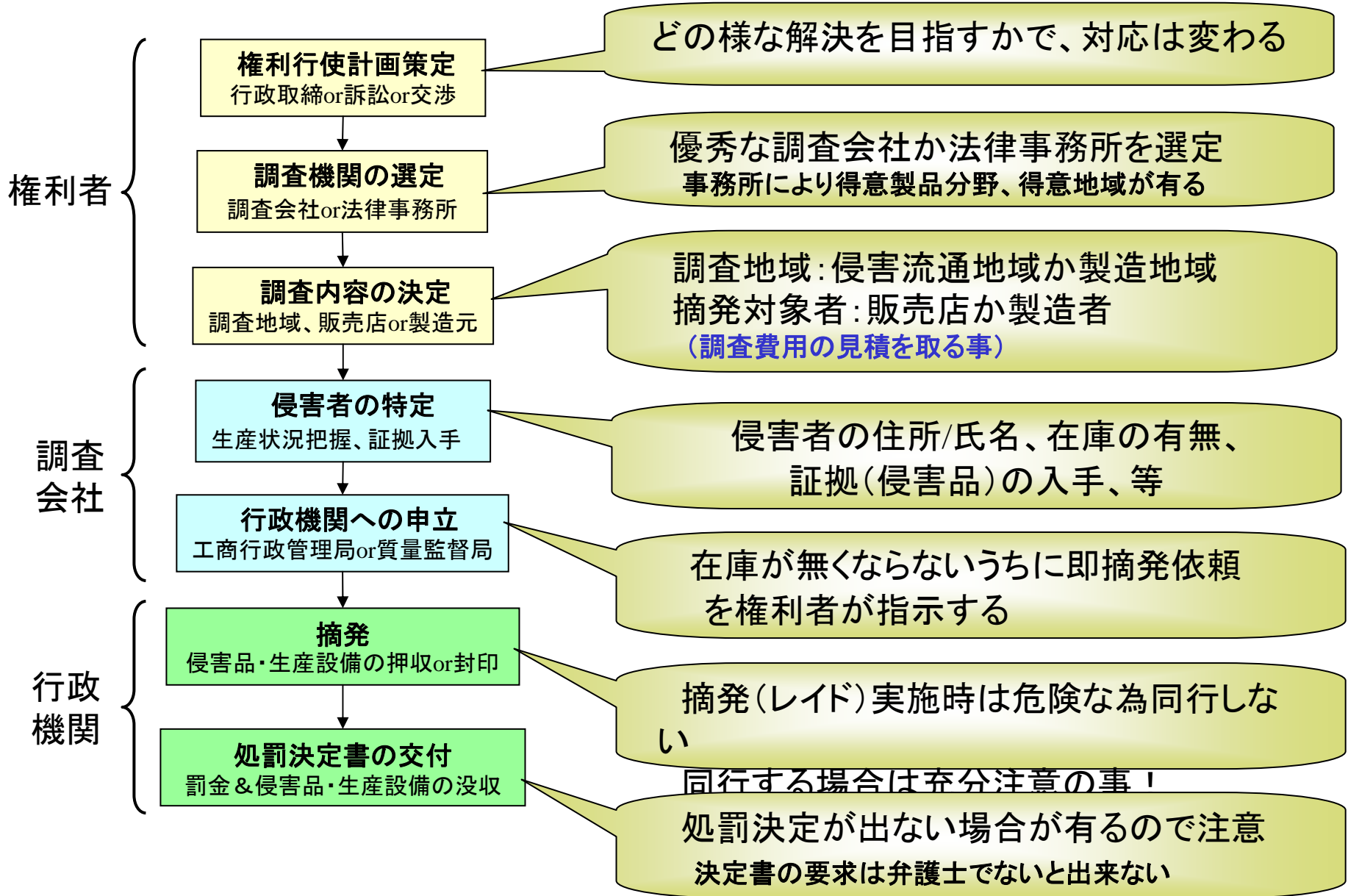
# 模倣品対策 一覧



# 権利侵害の救済法【中国の場合】



# 行政取締りの具体的進め方について



# 模倣品対策の費用対効果についての考え方（一例）

## ●費用

- ・出願費用：商標権の場合、約10万円（一カ国、一分類）
- ・調査費用：販売店～製造工場の突きとめ、約20～50万円
- ・摘発費用：行政取締りの場合、約20～40万円

\* 地域、規模により変動要素有り

## ●効果

### ・市場流出抑止効果

⇒没収品が市場に流れたこととして、真正品の市場価格でカウント

### ・生産中止効果<金型没収、廃棄> \* 没収数量×真正品価格

⇒経済的ダメージ効果を与えられる。また、新金型作成までの「半月～1月」沈静化効果が生まれる。

没収金型の取数、能力から沈静化期間での生産数を算出し、市場流出の数量のカウント

\* 金型製作期間×月当り生産数×真正品価格

### ・地域同業者抑止効果

⇒模倣業者は特定な地域に集中している。

摘発ニュースはその日のうちに広まる。 \* 実摘発会社の効果×同業者数

# 模倣品対策の費用対効果についての考え方（一例）

## ●費用

- ・出願費用
- ・調査費用
- ・摘発費用

商標権侵害対策の場合  
約50～100万円/件

（一分類）  
0～50万円

\* 地域、規模により変動要素有り

## ●効果

- ・市場流出抑止  
⇒ 没収品数
- ・生産中止  
⇒ 経済的  
沈静化効果  
没収金型  
量のカウント
- ・地域同業者抑止

**市場流出抑止効果**  
差押さえ数量5000個、単価 ¥ 200 = 100万円

**生産中止効果**  
金型製作1ヶ月 × 5000個/日 × 20日 × ¥ 200 = 2000万円

**地域同業者抑止効果**  
摘発会社の効果2100万円 × 同業社3社 = 6300万円

**TTL効果 = 8400万円**

数  
価格

⇒ 模倣業者は特定な地域に集中している。

摘発ニュースはその日のうちに広まる。 \* 実摘発会社の効果 × 同業者数

## 3-2. 抜駆け登録問題

### 商標の抜駆け登録事例

最近、中国、韓国、台湾等で第三者に先に商標を登録されてしまう事例が多発

- ・日本の地名
- ・ブランド米の銘柄（越光、一目惚）
- ・日本酒の銘柄
- ・クレヨンしんちゃん：（ラービィ シャオシン）「蠟筆小新」
- ・有名芸能人名、マーク
- ・**MUJI** 無印良品、等々



# 悪気が無くても 侵害者になり得る

法律上は、先に登録した者が「**権利保有者**」に！

気付かず／無視して商標を使用し続けた場合は第三者の商標権侵害に該当

- ・ **行政罰**：商品の没収、罰金の課金、侵害行為の停止
- ・ **民事罰**：侵害行為の差止、損害賠償請求
- ・ **刑事罰**：罰金、懲役刑

等を受ける可能性が有る

- \* 商標の使用とは、商品、包装又は容器、商品取引書に用い、広告宣伝、展示、その他の商業活動に用いる事
- \* 但し、産地表記として産地名を記載する事は、商標の使用に当たらない
- \* 商品の品質、主原料、用途・・・その他の特徴の表示は可

# 商標を先取りされた場合の対策

【中国、台湾の場合】

対応策として以下の手法が考えられる

最大の予防策！

0. 自社商標を一刻も早く**外国に出願登録**する

1. 相手の先願登録を**無効化**する

(相手の不正目的、悪意を証明する必要有り)

2. 登録後3年間使用実績が無ければ、**不使用取消請求**する

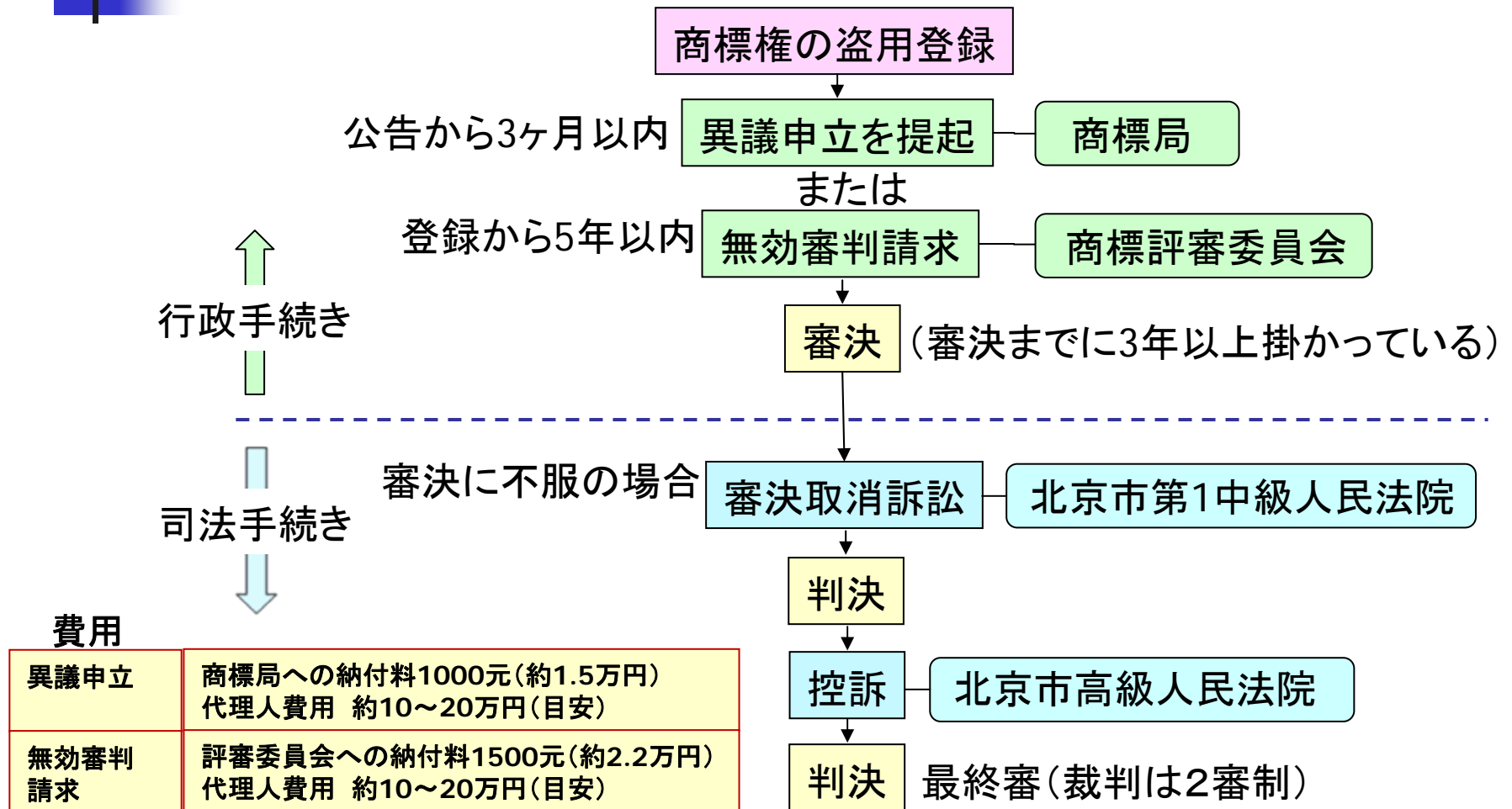
3. 商標権の使用許諾或いは買取りの**交渉**をする

4. **別ブランド**でのビジネスを検討する

0. 以外の手法は費用や時間が掛かるので、**一刻も早い出願をお勧めします**



# 商標の盗用登録に対する法的措置



行政手続き  
↑  
↓  
司法手続き

## 費用

異議申立	商標局への納付料1000元(約1.5万円) 代理人費用 約10~20万円(目安)
無効審判請求	評審委員会への納付料1500元(約2.2万円) 代理人費用 約10~20万円(目安)

その他、調査費用、翻訳費用が別途必要



# 4. 商標の登録出願方法

- **属地主義**

知財権登録の効力は、登録国内にしか及ばない！

よって、どの国へ出願するかは経営戦略(海外ビジネス戦略)を考慮して決定する必要あり

\* パリ条約に基ずく出願の場合は、最初の出願から一定期間に出願する必要があるので注意を要する

- **先願主義**

一日でも早く出願した者が権利を付与される！

同時に知財権が生まれた場合でも、先に出願した者に権利が与えられる

# 中国が加盟している 知財関連の国際条約

- (1) パリ条約(Paris Convention)
  - (2) 世界知的所有権機関(WIPO)設立条約
  - (3) 国際特許協力条約(PCT)
  - (4) 世界貿易機関(WTO TRIPS)
  - (5) マドリッド協定議定書(商標の国際出願制度)
  - (6) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
  - (7) 植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV78年条約)
  - (8) 微生物寄託の国際的承認に関するブタペスト条約
- 等、**主要な国際条約は殆ど締結している**

商標関係の  
国際条約

法制度上は国際レベルにある



# 商標出願時の注意事項

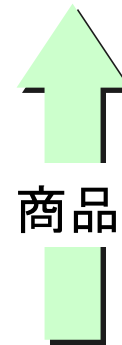
---

1. 受理機関：工商行政管理総局 商標局
2. 出願日の認定：到達主義を採用  
⇒商標局に願書が届いた日  
(パリ条約に基づく出願の場合は優先日)
3. 商品分類の指定：包括的指定は不可  
⇒具体的な商品名を指定
4. 出願方式：1出願1区分  
(マドプロ出願の場合は1出願多区分が可能)

# 参考

# 商標分類の一覧表(国際分類)

- 第1類 工業用、科学用又は農業用の化学品
- 第2類 塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
- 第3類 洗淨剤及び化粧品
- 第4類 工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
- 第5類 薬剤
- 第6類 卑金属及びその製品
- 第7類 加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械
- 第8類 手動工具
- 第9類 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
- 第10類 医療用機械器具及び医療用品
- 第11類 照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
- 第12類 乗物その他移動用の装置
- 第13類 火器及び火工品
- 第14類 貴金属、貴金属製品、宝飾品及び時計
- 第15類 楽器
- 第16類 紙、紙製品及び事務用品
- 第17類 電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
- 第18類 革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
- 第19類 金属製でない建築材料
- 第20類 家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
- 第21類 家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
- 第22類 ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
- 第23類 織物用の糸
- 第24類 織物及び家庭用の織物製カバー
- 第25類 被服及び履物
- 第26類 裁縫用品
- 第27類 床敷物及び織物製でない壁掛け
- 第28類 がん具、遊戯用具及び運動用具
- 第29類 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
- 第30類 加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
- 第31類 加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
- 第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール
- 第33類 ビールを除くアルコール飲料
- 第34類 たばこ、喫煙用具及びマッチ



役務(サービス)



- 第35類 広告、事業の管理又は運営及び事務処理
- 第36類 金融、保険及び不動産の取引
- 第37類 建設、設置工事及び修理
- 第38類 電気通信
- 第39類 輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
- 第40類 物品の加工その他の処理
- 第41類 教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
- 第42類 科学技術又は産業に関する調査研究及び設計、電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発並びに法律事務
- 第43類 飲食物の提供及び宿泊施設の提供
- 第44類 医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
- 第45類 冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。)及び警備



# 代理人の選定

- ・多くの国で、当該国に居所または営業所を持たない外国人・外国企業は、当該国の法定代理人(特許事務所など)に出願行為を依頼しなくてはならないとされている。
- ・依頼方法は、下記の2つ。
  - a) 日本企業→外国の代理人→外国政府
  - b) 日本企業→日本の特許事務所→外国の代理人→外国政府

外国の代理人に直接依頼する場合(上記a)	
メリット	日本の特許事務所を介さないので手数料が安くなる。
デメリット	①情報が少なく、信頼のおける代理人探しに苦勞する ②英語でのやりとりが多い ③各国の法制度・事情の理解が必要

# 日本の特許事務所、弁理士の検索法

生まれる発明 育てる弁理士



弁理士ナビ

<http://www.benrishi-navi.com/>



**地域**

を指定して弁理士を探す



**中小・ベンチャー企業**

に対応する意思のある弁理士を探す



**大学・TLO**

に対応する意思のある弁理士を探す



**専門分野**

から探す



**取り扱い業務**

から探す



簡単に検索したいときは

**クイック検索**



細かく検索したいときは

**マルチ検索 (弁理士)**



細かく検索したいときは

**マルチ検索 (事務所)**

「弁理士ナビ」は弁理士法第77条の2の規定に基づき「弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要」な情報として公開するものです。

この利用目的に該当しない利用はご遠慮ください。この目的外利用に関わる問合せにはお答えできません。

**★利用者の方へ**

・情報は弁理士会が保有する情報を公開する「基礎情報」と、会員からの申告による「任意情報」に分かれます。任意情報は申告に基づくものであるため、当会はそれらの情報について責任を負いません。  
・法律により既に受任している事件と利益相反する事件を受任してはならないため、弁理士や事務所によっては仕事の依頼をお受けできない場合があります。

**★会員の方へ**

新規に情報を掲載したい方、掲載内容を変更したい方は[こちら](#)をご覧ください。

# 出願ルートを選定

## ① 直接当該国へ出願

出願日は当該国の特許庁に出願した日となる

## ② パリ条約に基づく出願法

日本特許庁に出願し、優先権主張して当該国へ出願

(通称: **パリルート出願**、170カ国加盟)

産業財産権の国際的保護のため、1883年にパリで締結された条約

特許は1年以内、意匠、商標は6箇月以内に他の加盟国に出願すれば、日本の出願日と同等に扱われる

## ③ マドリッド協定議定書に基づく国際出願

(通称: **マドプロ出願**、77カ国加盟、)

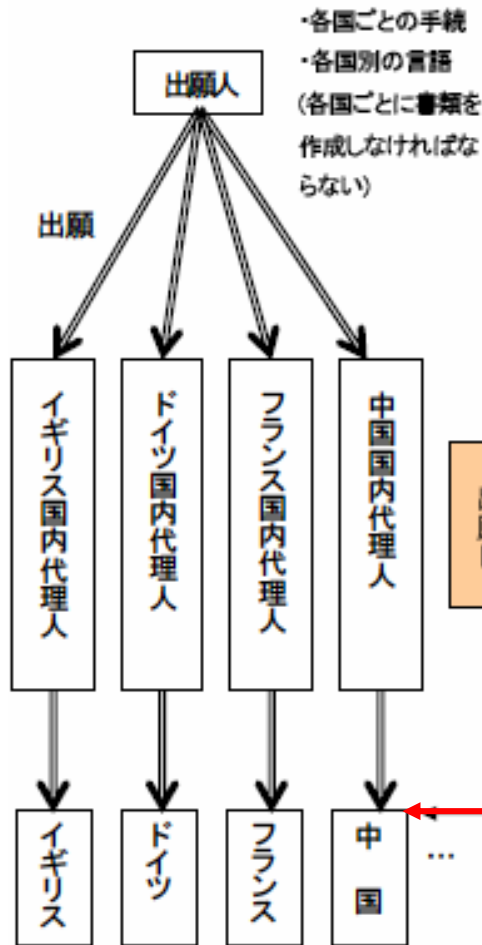
アジアでは日本、中国、韓国、シンガポール、ベトナム、ブータン、モンゴル、(北朝鮮)が加盟

本議定書に基づく国際出願制度を利用することで、日本特許庁に対する手続きで出願が可能



# 出願ルートを選定

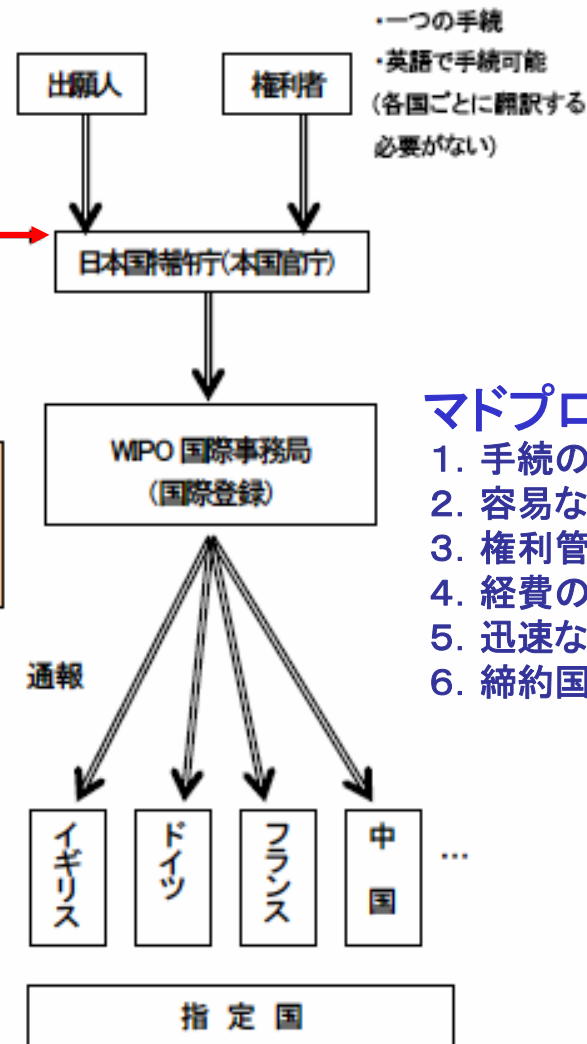
## ①、②の場合



登録商標  
商標登録出願

国際登録の更新

## ③の場合 マドプロ出願



## マドプロ出願のメリット

1. 手続の簡素化
2. 容易な書類作成
3. 権利管理の簡便化
4. 経費の削減
5. 迅速な審査(拒絶通報期間の制限)
6. 締約国の事後指定による保護の拡張

# 中国商標出願フロー

出願しただけでは商標登録にはなりません。商標局の審査官が審査をして、登録するのに問題がないと判断した場合は公告されます。

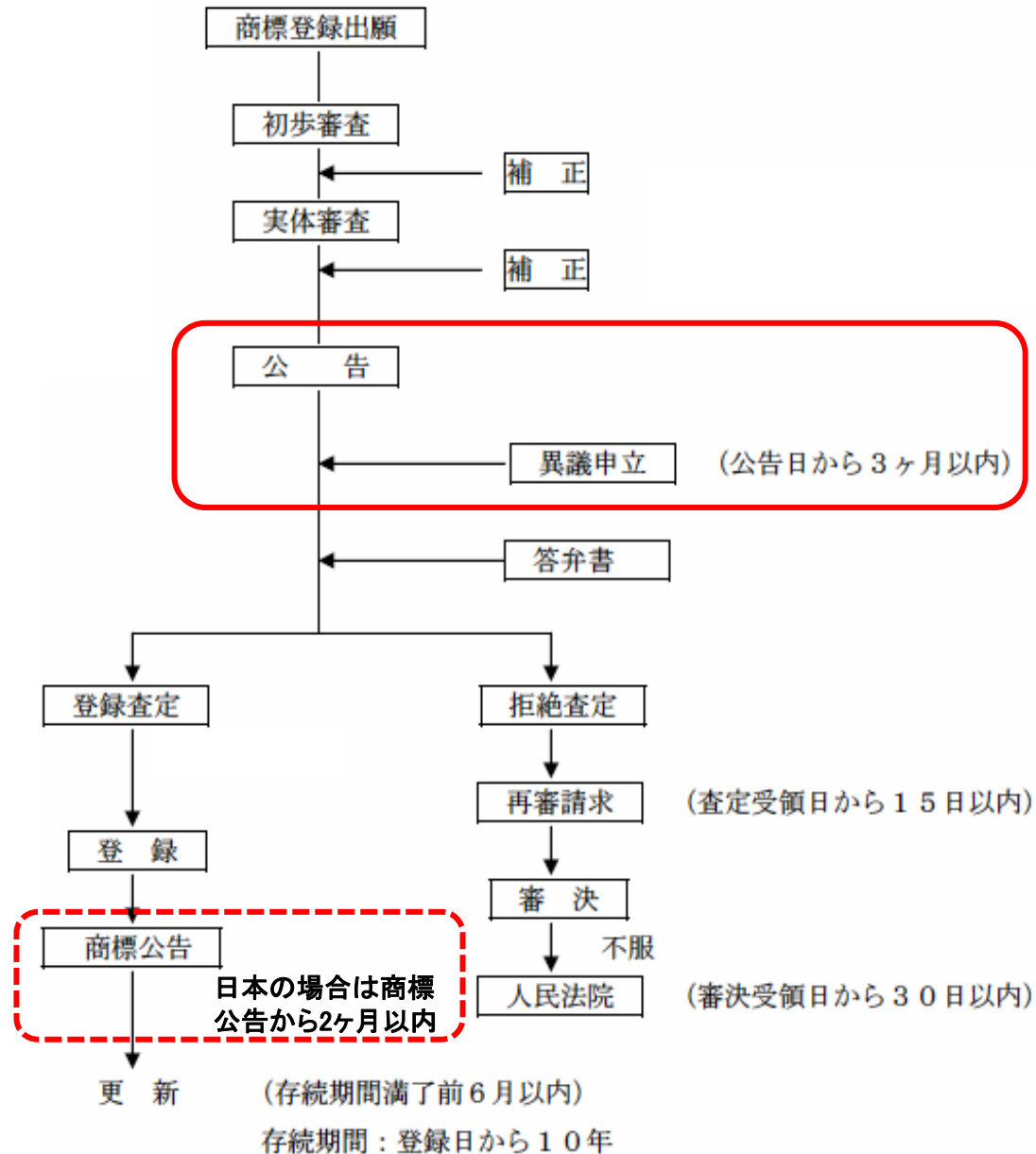
問題がある場合には、拒絶理由が出され、それに対して、意見書や補正書を提出して拒絶理由を覆すことも可能です。

公告後に第三者による異議申立ての機会があり、不服のある人は異議を申立てることができます。

異議に対しては、答弁ができます。

異議理由が解消されれば、登録査定となります。

登録された商標権は10年有効で、期間満了前に更新手続きすれば権利を永続させることができます。





# 商標の登録出願費用

## 商標局への印紙代 (Official Fee)

- 出願費用: 普通商標は1000元(約1.5万円)  
団体商標は3000元(約4.5万円)  
(10指定商品まで、10を超えると1商品当たり100元追加)
- 更新費用: 2000元(約3万円 登録後10年で更新要)

## 特許事務所費用

+

- 代理人費用(5~10万円)  
(外国からの出願の場合は必ず現地代理人を経由して出願)
- 出願前調査費用(1分類当たり5万円前後)

# 先願商標の調査方法

1. 専門の調査会社に依頼

2. 特許事務所に依頼

3. 自身でウェブ上のデータベースから検索

日本の調査会社、  
特許事務所に依頼  
費用：1商標1分類  
≒1～5万円

中国商標局のURL <http://sbj.saic.gov.cn/>



**组织机构**  
**商标要闻** News  
 商标审查及审理标准  
 保护知识产权宣传周  
 国家工商行政管理总局商标局李建昌局长  
 会见欧洲内部市场协调局局长Wubbo de  
 Boer先生  
 欠费代理机构名单(截止至2008年2月25)

**网上申请**  
**商标查询** (Red Circle)  
**商标代理**  
**商标公告**  
**专项执法**  
**统计信息**

**地理标志**  
**驰名商标**  
**国际交流**

中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局 版权所有

左上の**商标查询**(商標調査)をクリック

**北海道の登録  
 有無を検索**

**出願人** (Red Circle)

**出願日** (Red Circle)

### 商标的详细信息

注册号/申请号	3971410	国际分类号	9	申请日期	2004-03-23
申请人名称(中文)	吴立新	申请人地址(中文)	北京市朝阳区广和南里两条16号院A座2206室		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			

商标图像

# 北海道

## Bei Hai Dao

商品/服务列表

类似群

0921

太阳镜; 眼镜; 眼镜框; 眼镜(光学); 眼镜玻璃; 隐形眼镜; 眼镜架; 查看详情...

初审公告期号		注册公告期号	
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限		年	
后期指定日期		国际注册日期	
优先		代理人名称	
指定		商标类型	普通商标
是否		备注	商标已无效。

**权利期間未登録** (Red Circle)

商标流程



# おわりに

ジェトロは様々な知財保護・模倣品対策サービスを提供中  
ご利用お待ちしております

- セミナー・講演会の開催
- 国別模倣対策マニュアル、知財権侵害判例事例集の提供
- ウェブサイトでの各国知財制度・模倣対策情報の提供
- 知的財産の保護に関するご相談の受付
- 企業・団体による情報・意見交換会の開催
- 海外での中小企業の知財権の侵害調査(費用を一部助成)
- お問い合わせ先：日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課

TEL: (03) 3582-5198 FAX: (03) 3585-7289

E-mail: CHIZAI@jetro.go.jp

ウェブ: <http://www.jetro.go.jp/theme/ip/>